

664. 新=恩給又ハ扶助料ヲ受領シタル人員及其金額 續

Table with columns for 勅任, 奏任, 判任, 卒, 合計 and rows for 海軍軍人 (大正二年), 十六年達海軍恩給, 軍人恩給法ニ依ルモノ, 外國人恩給, 大正二年法律第一號ニ依ルモノ, 總計.

665. 一時賜金受領人員及金額

Table with columns for 勅任, 奏任, 判任, 卒, 合計 and rows for 年次 (明治三十四年至大正二年), 官吏恩給法ニ依ルモノ, 官吏遺族扶助法ニ依ルモノ, 三十四年法律第三十八號巡査看守退隱料及遺族扶助料法ニ依ルモノ, 陸軍軍人 (大正二年), 海軍軍人 (大正二年), 總計.

666. 恩給及扶助料受領權利消絶人員及金額

Table with columns for 勅任, 奏任, 判任, 卒, 合計 and rows for 年次 (明治三十四年至大正二年), 十七年達官吏恩給令ニ依ルモノ, 官吏恩給法ニ依ルモノ, 官吏遺族扶助法ニ依ルモノ, 合計, 巡査看守 (大正二年), 陸軍軍人 (大正二年), 八年度陸軍武官遺族扶助料ニ依ルモノ, 九年達陸軍恩給令ニ依ルモノ, 十六年達陸軍恩給令ニ依ルモノ, 總計.